

浄化槽を使用している皆さまへ

浄化槽管理者には、次の3項目の維持管理が法律で義務付けられています。大切な水環境を守るため、浄化槽は適正に管理しましょう。

● 保守点検（浄化槽法第10条）

浄化槽の機能を発揮させるためには、定期的に点検や調整、薬剤の補給、修理などの保守点検を受けなければなりません。保守点検は県の登録を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

● 清掃（浄化槽法第10条）

浄化槽は、毎年1回以上の清掃を行わなければなりません。清掃は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者で行ってください。

● 法定検査（水質検査）（浄化槽法第7条・第11条）

浄化槽は、設置後3～5ヶ月の間に1回、その後は年1回の水質の定期検査を受けなければなりません。県が指定した検査機関（公益社団法人和歌山県水質保全センター有田川事務所 ☎63・6161）で受けてください。

問 下水道課

広報ありだが平成30年5月号（149号）についておわびと訂正

22頁の「有田川町区長名簿」の明王寺のルビとして「みょうおうじ」と記載しましたが、正しくは「みょうおうじ」です。この訂正についておわび申し上げます。

6月の献血

● 6月24日（日）

・ デリシヤス広岡吉備店

10時～12時・13時～16時

● 6月27日（水）

・ 和歌山アイコム株式会社

10時～12時・13時～14時30分

・ J A ありだ金屋支所

15時30分～16時30分

問 金屋庁舎健康推進課

おかげさまで150号です!

平成18年、有田川町の誕生とともに創刊した「広報有田川（広報ありだがわ）」が今月号で150号目になりました。これまで紙面に登場いただいた皆さま、そして、読者の皆さまには心から御礼申し上げます。ありがとうございます!



左から、広報有田川創刊号（平成18年1月号）、表紙をリニューアルした広報有田川37号（平成21年1月号）・広報ありだがわ121号（平成28年1月号）

編集後記

梅雨入り前だというのに、ジメジメした暑さが続くこの頃…。表紙の写真で、気持ちだけでもこのジメジメが減るとうれしいです…。

わたしはこの暑さと高い湿度が苦手なのですが、一つだけうれしいことが。家でガジュマル（観葉植物）を育てていて、冬には葉が8割くらい落ちてしまったんです。しかし、この気温と湿度で回復！最新鋭の葉がたくさんついてきました!

植物の成長が早い時季。恵みの雨には感謝したいと思います。

（毎日成長を見ることが癒やし 西岡紗希）

広告 広告に関するお問い合わせは、株式会社 和歌山毎日広告社（☎073-423-9291 FAX073-428-2403）

和歌山県の自然・文化・歴史とであう体験学習施設のごあんない

後援：和歌山県 協賛：和歌山県教育委員会・和歌山県PTA連合会



和歌山県内小学校の4・5・6年生、約3万人に無料配布
同時に、そのご家庭、約2万4千世帯10万人に届きます

お問い合わせは

白光印刷株式会社 情報出版事業部

〒641-0062 和歌山市雑賀崎2021-3

TEL.073-446-8880 FAX.073-446-8881

E-mail tanken@hakkouprint.com URL http://www.hakkouprint.com/